

(監査委員事務局第一課 監査結果に関する措置状況の公表 (財政的援助団体等監査))

監査委員公表第 724 号

令和 6 年 3 月 26 日付け監査第 931 号で提出した財政的援助団体等監査及び当該団体を所管する県の関係所属に対する財務監査(臨時監査)の結果に関する報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 20 日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	森			誠	一
大分県監査委員	守	永		信	幸

1 指摘事項についての措置状況

(1)財政的援助団体等監査

監査対象団体名 (所管課)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況
山国川流域森林組合(農林水産部森林整備室)	令和 5 年 11 月 2 日	<p>指摘事項</p> <p>大分県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)について、単価を誤って交付申請を行ったことにより、補助金を過大に受領している事例が複数認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>団体に対し、交付申請に係る書類のチェック表等を作成し、複数の職員で確認を行う体制とするよう指導した。</p> <p>また、令和 6 年 4 月 1 日付けで補助金交付要綱及び検査要領の様式を見直し、適用単価の確認欄を追加するとともに、県の検査時にも確認することを明文化し、単価誤りを防ぐこととしている。さらに、団体職員を対象に毎年実施する初任者向け研修会でも注意喚起し、再発防止に努める。</p> <p>なお、補助金の過大受領分については、国庫返納を要することから、林野庁と協議の上、令和 6 年度中に補助金返還事務を完了する予定としている。</p>
大分県土地開発公社(土木建築部用地対策課)	令和 5 年 10 月 2 日から 10 月 3 日まで、 令和 5 年 11 月 2 日	<p>指摘事項</p> <p>職員の通勤手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、9 箇月もの長期にわたり、多数の職員に対する支給額不足が生じている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>団体に対し、県職員給与条例の他、諸手当</p>

		<p>の支給に関する規則の改正も確認するよう指導した。</p> <p>なお、支給対象者 11 名に対し、支給不足額の 16,096 円を令和 5 年 10 月分給与支給時に遡及して支給済である。</p>
株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）	令和 5 年 11 月 6 日から 11 月 7 日まで	<p>指摘事項</p> <p>大分スポーツ公園使用料徴収事務の実施に当たり、一部の施設について長期間にわたり大分県使用料及び手数料条例の規定と異なる額の使用料を徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>監査終了後、条例の規定と異なる回数券（サブ競技場フィールド）による使用料の徴収を取り止めるよう指導した。</p> <p>今後は、毎年度当初（4 月 1 日付け）に締結する大分スポーツ公園等の利用に係る使用料の徴収事務委託契約について、委託者（県）と受託者（株）大宣の双方において、徴収対象の施設等を確認することとした。</p> <p>また毎月の使用料委託徴収金報告書の内訳（徴収金整理表）において回数券、利用券の内訳を詳細に記載するよう指導した。</p> <p>なお、県議会の令和 6 年第 2 回定例会において、サブ競技場フィールドと総合競技場フィールドの共通回数券を新設するため、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を定める議案を提出し、可決された。（令和 6 年 7 月 4 日施行）</p>
大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課）	令和 5 年 10 月 2 日から 10 月 3 日まで、令和 5 年 11 月 2 日	<p>指摘事項</p> <p>職員の通勤手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、9 箇月もの長期にわたり、多数の職員に対する支給額不足が生じている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>団体に対し、県職員給与条例の他、諸手当の支給に関する規則の改正も確認するよう指導した。</p> <p>なお、支給対象者 74 名に対し、支給不足額の 97,292 円を令和 5 年 10 月分給与支給時に遡及して支給済である。</p>

(2)財務監査(臨時監査)

監査対象機関名 (関係団体)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況
企画振興部交通政策企画課(大分空港利用促進期成会)	令和6年2月16日	<p>指摘事項①</p> <p>大分空港利用促進期成会の経理処理について、7期もの長きにわたり多額の繰越金が発生しているにもかかわらず、県等負担金の額が見直されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>令和5年度からの国際線再開に伴い、同年度中に繰越金の一部を執行済。コロナも収束し、インバウンドの増加が見込まれ、本県の国際線新規就航にとって大きな機会となっているため、一定額の繰越金は確保しつつ、令和6年度以降も順次執行する予定としているが、現在の繰越金額と負担金額との調整については今後行いたい。</p> <p>指摘事項②</p> <p>大分空港利用促進期成会について、「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」の遵守と適正な運用に関する行政企画課長通知(令和5年3月)にもかかわらず、指針どおり、収入、支出、契約等の事務手続を定める経理規程が作成されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>「県が関与する任意団体の適正な運営を確保するための事例集・マニュアル」を共有した上で、経理規程を制定するよう指導し、団体では、令和6年4月1日に経理規程を制定した。</p>
土木建築部港湾課(株式会社大分国際貿易センター)	令和6年2月9日	<p>指摘事項</p> <p>大分港大在コンテナターミナルの施設使用料について、未納者に対して督促状を発することなく、指定管理者に業務外の延滞金の徴収を行わせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>延滞金が発生した場合の具体的な事務処理を定めたフロー図を作成して、県と指定管理者の役割分担を明確化し、再発防止に努める。</p> <p>なお、誤った手続により請求及び徴収した延滞金11,020円は、令和6年3月22日に納付者へ返還した。</p>

<p>土木建築部公園・生活排水課(株式会社大宣)</p>	<p>令和6年2月9日</p>	<p>指摘事項①</p> <p>重要物品を含む指定管理者への物品貸付けについて、必要な手続をとらずに、長期間にわたり多数行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、一年毎に双方の備品管理台帳登録データを突合し、基本協定書別添の貸与備品一覧を更新する変更協定書を締結することとした。</p> <p>なお、令和6年度からの基本協定書別添一覧について、令和5年度までの備品の異動を反映させた。</p> <p>指摘事項②</p> <p>大分スポーツ公園使用料徴収事務委託について、条例の規定と異なる額の使用料の徴収が長期間にわたり続いていたにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な指導を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>監査終了後、条例の規定と異なる回数券(サブ競技場フィールド)による使用料の徴収を取り止めるよう指導した。</p> <p>今後は、毎年度当初(4月1日付け)に締結する大分スポーツ公園等の利用に係る使用料の徴収事務委託契約について、委託者(県)と受託者((株)大宣)の双方において、徴収対象の施設等を確認することとした。</p> <p>また毎月の使用料委託徴収金報告書の内訳(徴収金整理表)において回数券、利用券の内訳を詳細に記載するよう指導した。</p> <p>なお、県議会の令和6年第2回定例会において、サブ競技場フィールドと総合競技場フィールドの共通回数券を新設するため、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を定める議案を提出し、可決された。(令和6年7月4日施行)</p>
------------------------------	-----------------	--

2 注意事項についての措置状況

(1) 財政的援助団体等監査

監査対象団体名 (所管課)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況
公立大学法人大分 県立芸術文化短期 大学（総務部学事 ・私学振興課）	令和5年11月9日か ら11月10日まで	<p>注意事項①</p> <p>人文棟玄関・バルコニー防水改修工事について、複数の業者から見積書を徴することなく一者随意契約を締結している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後同様の案件があった場合は、複数の業者から見積書を徴することを徹底するよう指導した。法人では、今回の事案を周知し、複数人によるチェック体制を構築した。</p> <p>注意事項②</p> <p>庁舎等清掃等業務委託について、業務仕様書で定めた簡易専用水道設備の清掃業務に係る履行報告書が提出されていないなど履行確認が不十分な事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>契約相手方に速やかに報告書を提出させるよう指示するとともに、履行報告書は供覧を行い、複数人で確認を行うよう指導した。</p>
一般社団法人なご り雪の会（企画振 興部おおいた創生 推進課）	令和5年9月27日	<p>注意事項</p> <p>大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金（地元ゆかりのある音楽を活用した地域文化振興事業）の補助対象である映像及び音響機材使用料について、理事が立替え払いを行ったまま団体としての会計処理を行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>補助金を交付した中部振興局が、当該団体に対し、会計処理の是正及び再発防止の徹底を指導するとともに、補助金を所管する当課では、他の振興局において同様の事案が起らないよう、昨年度末の地域創生部長・班総括会議で、改めて適切な運用について注意喚起を行った。</p> <p>なお、指導した団体は、速やかに適正な会計処理に是正するとともに、全社員に本事案を報告し、補助対象経費の立替え払いの禁止と適正な会計処理について周知徹底を図っている。</p>

<p>大分空港利用促進 期成会(企画振興 部交通政策企画 課)</p>	<p>令和5年11月22日</p>	<p>注意事項 「航空会社と連携した国内航空活性化促進事業」の諸経費について、根拠無く高率に設定していることに加え、事業費の減額に伴う諸経費の減が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該事業は終了しているが、今後、類似の事業については、適切な諸経費率を設定するとともに、実績に応じ諸経費を減額するよう指導した。</p>
<p>学校法人大分聖公 学園(福祉保健部 こども未来課)</p>	<p>令和5年12月15日</p>	<p>注意事項 事務職員の人件費について、法人の給与規程に定められていない職員手当を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 職員手当の支給に関する規程を見直し、適正な取扱いを行うよう指導した。 法人では事務職員に対して職員手当を支給できるよう規程を改正した。</p>
<p>大分県商工会連合 会(商工観光労働 部商工観光労働企 画課)</p>	<p>令和5年10月30日 から10月31日まで</p>	<p>注意事項 住居手当について、当該住宅の最初の1箇月分の賃料は発生しないものとする特約事項を見落とし、過大に支給した事例が認められた。</p> <p>措置状況 住居手当の支給に当たっては、賃貸借契約書の写しを徴取し、複数人で確認した上で認定するよう指導した。 なお、過大支給した分は、対象職員から速やかに返納させた。</p>
<p>公益社団法人大分 県農業農村振興公 社(農林水産部地 域農業振興課)</p>	<p>令和5年10月5日か ら10月6日まで、 令和5年11月2日</p>	<p>注意事項 大分県農業文化公園等に係る指定管理業務について、特別清掃(ワックス掛け及び害虫駆除)を基本協定書に基づき作成した業務計画書どおり実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 公園の清掃業務の管理簿に業務計画書で定めた特別清掃の実施回数を記載するよう指導するとともに、県のチェックリストにも特別清掃の実施月、回数を確認する項目を設け、公園の特別清掃の実施回数の確認の徹底を図</p>

		ることとした。
株式会社おおいた 観光サービス(土 木建築部港湾課)	令和5年12月25日	<p>注意事項</p> <p>別府港の機械管理駐車場等の指定管理業務により生じた令和3年度実利益の一部について、基本協定書に基づく処分をしていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>県と指定管理者双方で、利益処分に当たっては、県と協議の上、実利益の一部を指定管理施設の修繕費等に充当するといった基本協定書に定める事項を確認し、協定書に沿った適切な処理を徹底することとした。</p> <p>なお、令和4年度及び令和5年度の実利益は基本協定書に基づき適正に処分を行ったことを確認した。</p>

(2)財務監査(臨時監査)

監査対象機関名 (関係団体)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況
総務部学事・私学 振興課(学校法人 岩田学園)	令和6年2月8日	<p>注意事項</p> <p>令和3年度大分県私立学校保健特別対策事業(学校等における感染症対策等支援事業)に係る工事請負契約について、完成写真に対比する施工前及び施工中の写真が添付されておらず、事業の実施状況の確認が不十分なまま額の確定及び補助金の支出を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、実績報告時に必要書類の確認を複数人で行うよう徹底する。</p> <p>また、法人に対しても交付決定時に必要書類の添付漏れがないよう注意喚起を行うことで、再発防止に努める。</p> <p>なお、法人には速やかに不足の書類を添付するよう指示した。</p>
土木建築部港湾課 (株式会社おおい た観光サービス)	令和6年2月9日	<p>注意事項</p> <p>別府港の機械管理駐車場等の指定管理業務により生じた令和3年度実利益の一部について、指定管理者に対し、基本協定書に基づく処分をさせていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>県と指定管理者双方で、利益処分に当たっ</p>

		<p>ては、県と協議の上、実利益の一部を指定管理施設の修繕費等に充当するといった基本協定書に定める事項を確認し、協定書に沿った適切な処理を徹底することとした。</p> <p>なお、令和4年度及び令和5年度の実利益は基本協定書に基づき適正に処分を行ったことを確認した。</p>
大分県中部振興局 (一般社団法人なごり雪の会)	令和6年2月8日	<p>注意事項</p> <p>大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金の補助対象である映像及び音響機材使用料について、契約内容を十分に確認しないまま額の確定を行った事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後は、具体的な契約内容を確認するための項目をチェックリストに追加するとともに、複数の職員によるチェック体制を構築し、適切な事務執行に努める。</p> <p>また、団体に対し、補助対象となる契約については業者との間で、口頭だけでなく書面での確認を徹底するよう指導した。</p> <p>団体では今回の事案を内部で周知するとともに、複数人によるチェック体制を構築した。</p>